

○厚生労働省告示第五百七十六号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十二月一日から適用する。

平成二十四年十一月三十日

厚生労働大臣 三井 辨雄

第二に次の一号を加える。

六十六 金属代替材料としてグラスファイバーで補強された高強度のコンポジットレジンを用いた

ユニットブリッジ治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

臼歯部中間欠損（臼歯部のうち一歯が欠損し、その欠損した臼歯に隣接する臼歯を支台歯とするものに限る。）

口 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

- ① 専ら歯科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
- ② 補綴<sup>てつ</sup>歯科専門医であること。

- (3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する歯科医師又は補助を行う歯科医師として六例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する歯科医師として五例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

- ① 歯科を標榜<sup>ぼう</sup>していること。
- ② 実施診療科において、常勤の歯科医師が配置されていること。
- ③ 歯科衛生士及び歯科技工士が配置されていること。
- ④ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- ⑤ 医療安全管理委員会が設置されていること。
- ⑥ 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
- ⑦ 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

第三第十号から第十二号までを次のように改める。

十から十二まで 削除

第三に次の一号を加える。

四十四 重症心不全に対する免疫吸着療法 重症心不全（心抑制性抗心筋自己抗体が陽性であつて、従来の治療法に抵抗性を有するものに限る。）